



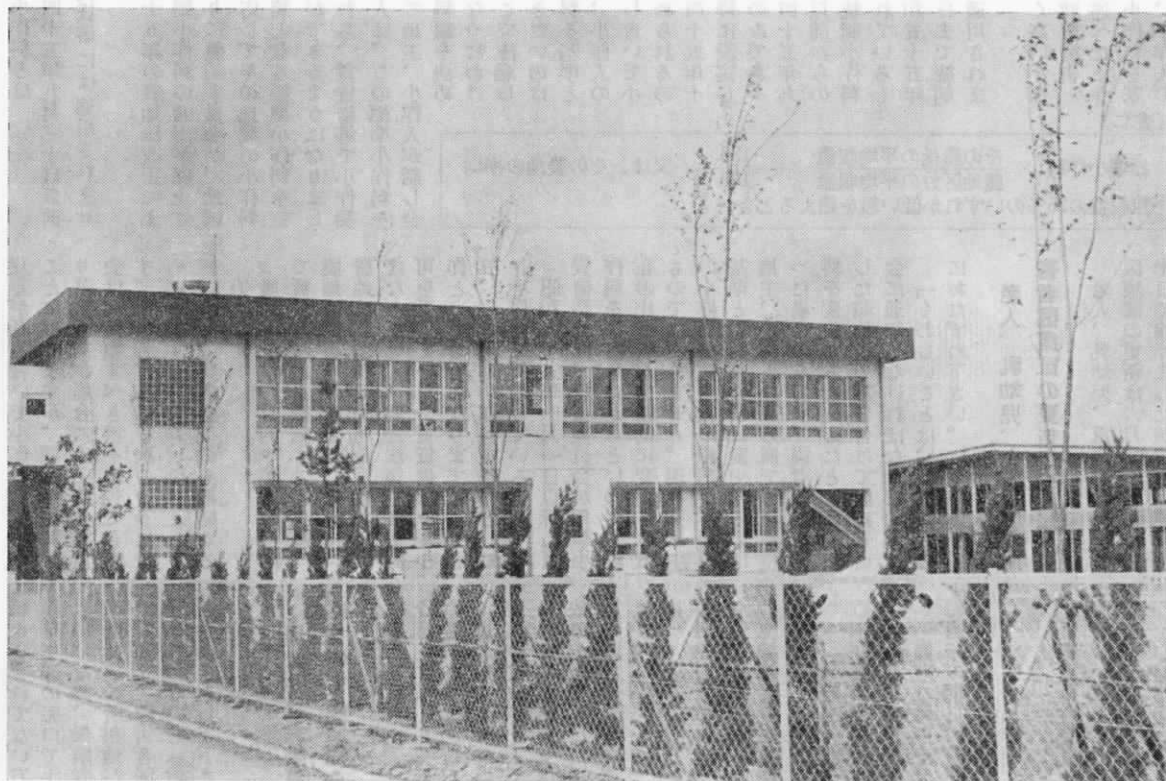
広報 おんが

7月号 No. 177

発行 昭和50年7月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



遠賀中央幼稚園防音鉄筋で完成

人のうごき (6月の住民基 本台帳から)

人口	10,457人	(+14)
男	5,014	(+9)
女	5,443	(+5)
世帯数	2,935戸	(+6)

() 内は前月比

一日 国民安全の日
 七日 七夕の節句
 十五日 盆、中元
 二十日 海の記念日

7月のこよみ



(表一)

農地区分		小作料の標準額 (10アール当り)	備 考		
田、畑、樹園地等の別	名 称		当該区分の主要作物 作物名	適用地域の範囲 10アール当り 平均収量	
田	平担第1地区 (上 田)	27,000円	水 稻	510kg	木 広 木 古 浅 賀 津 松 老 渡、今、別府の50%
田	平担第2地区 (中 田)	25,000円	水 稻	480kg	津 上 鬼 津 若 松、生、別府の50% 高 津、尾、別府

(注) 農地区分の地域範囲を示した農地区分図は、農業委員会に備え付けていますので、いつでも閲覧できます。

遠賀町標準小作料の改訂について

遠賀町農業委員会

一、標準小作料改訂額
農業委員会は、次のとおり標準小作料の改訂を決定し、昭和五十年六月十八日付で公示しました。(表一)

二、標準小作料とは
(昭和四十五年九月三十日以前からの貸借には適用されません。)

昭和四十五年の農地法改正によって、統制小作料の適用が廃止され、かわりに農業委員会が、地域の実情に応じてその地域の小作料水準の規範となる標準小作料を定めることができるようになりました。すなわち、貸借等で小作料を借する人は、この標準小作料を基準として地主、小作人が話し合いて小作料額を決めることになったわけです。ここで注意していただきたいのは、標準小作料を基準として地主、小作人の双方が話し合いて小作料を決められるのは、昭和四十五年十月一日以降に設定した貸借のみであって、昭和四十五年九月三十日以前からの貸借で統制小作料が適用されているものは、昭和四十五年九月三十日まで統制小作料が適用されます。著しく高い小作料には減額勧告前にも述べたように、標準小作料を基準に地主、小作人の

(表二)

$$\text{標準小作料} \times \frac{\text{その農地の平均収量}}{\text{農地区分の平均収量}} \times \frac{130}{100}$$

又は、その農地の平均粗収益の25%のいずれか低い額を超えるとき。

双方が話し合いて小作料を決めることになりませんが、標準小作料より著しく高い場合には、農業委員会は、減額すべき旨を勧告できます。その判定基準を次のように決めています。(表二)

四、今時、貸借借契約を締結する方へ

農地等を耕作目的や養畜の目的で貸借借契約を締結するときは、農地を売買する時と同じように、農地法第三条の許可を受けなければなりません。農地法第三条の許可を受けていない貸借借はヤミ小作といふことになります。

五、現に標準小作料を基準とした小作料で契約している方へ

昭和四十五年十月一日以降の貸借借契約は、農業委員会が標準小作料を改訂したからといって、現在の小作料が自動的に変更されるものではありません。現在契約中の小作料が改訂後の標準小作料を基準とした小作料に変更するのは地主、小作人の双方間で協議が整った場合のみです。両者間で小作料を変更すると決めたときは変更した契約書の写を付けて農業委員会に通知しなければなりません。「くわしいことは、農業委員会におたずね下さい。」

老人、乳幼児、重度心身障害者医療証の更新について

老人、乳幼児、重度心身障害者医療証の更新は六月二十五日～三十日で終りましたが、まだ更新手続きをされてない方は、早急に役場厚生課の窓口で手続きをして下さい。なお、保険者(保険証の発行機関)の所在地が福岡県外の方で乳幼児、障害者医療証の発行を受けていない方(償還払い)も更新手続きをして下さい。 保険衛生係

農業委員会委員の一般選挙
についてのお知らせ

昭和五十年七月十五日(火)は全国的に統一して農業委員会委員の選挙が執行されます。しかし遠賀町の場合選挙による委員の定数が十人であるため、七月九日の立候補受付最終日まで定数の十人を越した届出があった場合のみ農業委員の選挙が執行されます。

尚

- ◎選挙の告示日 七月八日(火曜日)
- ◎立候補者受付日時 七月八、九日(二日間) 八時三十分～十七時まで
- ◎不在投票期間及び時間 七月八日～七月十四日(六日間) 八時三十分～十七時まで
- ◎選挙の期日、時間 七月十五日(火曜日) 七時～十八時まで

農業委員会委員の選挙についてくわしいことは、遠賀町選挙管理委員会へおたずねください。 電話③一二三四内線四五

雨による災害を防ぎましょう

今年も梅雨期になりました。長雨や集中豪雨による地すべりや、崖くずれ、浸水等が予想されますので早目に十分な準備を整え被害を最小限度に食い止めましょう。

(1) 宅地造成や道路建設による環境の変化は思わぬ災害を引き起こしていますので、自宅付近でこうした工事が行なわれているところは十分気をつけて下さい。また排水溝や石垣などの点検を行ない、危険と思われるところは早目に補強(修理)整備しておきましょう。

(2) 役場や消防、警察などから避難勧告があったとき、長雨や集中豪雨で危険な状態になったときは早目に避難しましょう。

(3) 現金、印鑑、着替え、飲み水、懐中電灯、トランジスタなど避難先で必要なものはまとめて準備しておきましょう。

(4) 避難するときは戸締まりや火の始末を忘れないようにしましょう。

(5) 避難するときは単独行動をやめ責任者または指導者の指示に従って行動しましょう。

(6) 緩んだり、垂れ下がったりした電線には絶対触れないようにしましょう。

今月の税金

固定資産税 第二期分

納期限 七月二十五日まで

期限内に完納しましょう

「消防一一九コーナー」
火災は早く正確に通報
しましょう

どんな小さな火災でも、火災を出したり、発見したらとにかく大声を出して「火事だー」と家族や近所の人にいち早く知らせることです。一人で火事を消そうとしたり、逃げてしまうと、火災を大きくするばかりでなく多くの犠牲者をだすこととなります。火災を知った人はすぐ消防署(一一九)に連絡しましょう。

火災を知らせる方法
。大声で「火事だー」と叫んで家族や近所の人に知らせる
。火災を知ったら「一一九番」でおちついて町名、番地、目標を正しく知らせる
。声が出なかつたら、手近にある洗面器やナベなどをガンガンたたいて大きな音を出す
。アパート、マンションなどでは手近にある非常ベルを押す
対策

いつもなら簡単な事でも、いざ火災となると、あわててできないことがあります。これをおぎなうのは、ふだんの訓練です。訓練をして覚えておけばあわてていても反射的に行動できるものです。

家族にあらかじめ訓練すること
を伝えておき、何かの合図で「火事」であることを全員に知らせてみる
。電話のそばに住所番号、目標を書いてはっておく、受話器を取り実際に読んでみる
☆管内火災、救急発生状況
(S 50・1・1-S 50・5・30
まで) 内は五月分)

各戸に郵便受箱を

郵便物が風にとばされ、よごれたりしないよう、又最近は大形の郵便物が多く成っています。新聞も入ります。郵政省標準規格の堅ろう優美な郵便受箱を各戸にぞひ設置して下さい。一個一、四〇〇円郵便局にあります、配達もします。

遠賀川郵便局

税務相談日のお知らせ

毎月、五日、十五日、二十五日の五のつく日に遠賀町商工会の中で皆様方の税金等、税についてのいろいろな御相談に応ずるため税理士の方がお出になって税務相談

心配ごと相談日のお知らせ

毎月 十日(当日土曜、祝祭日の場合は二十三日) 来週の月曜日
午後一時~四時まで 遠賀町公民館
家庭の悩み、交通事故の相談など困っている問題について相談を受けます。なお相談内容については秘密厳守をいたします。

種類/町名	水巻	芦屋	岡垣	遠賀	合計
救急	二二八 (二一〇)	九三 (七三)	七二 (五二)	七五 (五五)	三六七 (二八〇)
火災	九(二)	三(〇)	八(〇)	七(一)	二七(三)

所を開設していますので、御利用して戴くようお知らせいたします。

香典返しのお礼

次の方々から町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。
心から故人のご冥福をお祈りいたし、厚くお礼申し上げます。

- 記
- 故 三好 徳殿 (旧停) 三好徳博様
 - 故 太田 シツエ殿 (鬼津) 太田 高殿

民踊教室の開催について

例年盆踊を前にして民踊教室を開催しておりますが、本年も左記により開催いたします。各地区より多数の参加をお願いします。

- 記
- 一、記日 7月23日(水)午後6時30分集合・7時開始
 - 二、会場 遠賀中学校構堂
 - 三、講師 英流家元 英 聖峰先生

※当日会場でレコードの販売もあります。

沖縄海洋博割引
入場券について

身体障害者、戦傷病者、被爆者およびこれに準ずる外国人の方については沖縄海洋博の入場料が割引になりますのでお知らせします。

記

- 一、入場料 一人一回限り四〇〇円(一般は八〇〇円)
- 一、期間 昭和50年7月1日より51年1月18日迄
- 一、条件 会場入口にて、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳を提示

一、介護者については、協会が必要と認める人につき介護者一人分も割引します。

昭和五十年第二回福岡県
保母試験の実施について

保母試験が、次のとおり実施されますので、お知らせします。
一、試験の期日 八月二十六日から八月二十九日までの四日間
二、場所 香蘭女子短期大学(福岡市)

- 三、願書〆切り 七月二十四日
- 四、願書提出先 遠賀町役場、又は遠賀福祉事務所(詳細は、遠賀町役場住民課福祉係にお問合せ下さい)